

一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、常任理事候補者選考委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（委員会の設置）

第1条 理事会は、下記5名の委員を委嘱する。

- (1) 代表理事
 - (2) 総務会理事から1名
 - (3) 国公立大学の社員から1名
 - (4) 私立大学の社員から1名
 - (5) 本会事務局事務職員から1名
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、理事会の審議を経て代表理事が補充の委員を委嘱する。

（任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け常任理事候補者の選考に必要な業務を行う。

- 2 委員会は、経過及び結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、代表理事が務める。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、常任理事が社員総会で承認されるときまでとする。

- 2 委員がその職務を全うできない場合は理事会に申し出る。

（委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 常任理事の選考に係わる日程・関係書類の整備・確認
- (2) 応募者名簿の作成
- (3) 応募者の推薦順位の決定
- (4) 推薦順位の理事会への報告
- (5) その他選考に必要な事項

（委員会の議決事項）

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成29年3月20日から施行する。